

## 随意契約理由書

件名	軌道検測車点検(令和3年度)
契約の相手方	マティサ・ジャパン(株)
根拠法令	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の相手方を選定した理由	
<p>当局が所有する軌道検測車は検査実施要領で定められた、本線(西神山手線・海岸線)の一般軌道変位を検測するための車両(各路線年4回走行)であります。それら車両に搭載された検測装置によって軌道の変位を検測し、測定データをもとに軌道の整備を実施しています。</p> <p>測定データは車両の乗り心地、安全輸送にとって、大きな影響を与える内容となります。また本線上を夜間走行して検測を実施することから、安全かつ正確な測定を実施出来なければなりません。その為には日々の簡易な始業点検とは別に、車両及び検測装置の点検整備が必要となります。</p> <p>軌道検測車の検測装置は非常に特殊であり、点検上の経験・知識を必要とします。その為検測車の構造と性能を十分に理解した技術者に点検させる必要があります。</p> <p>当局所有の軌道検測車はスイス マティサ社製であります。今回契約する相手方である「マティサ・ジャパン(株)」は日本で唯一のスイス マティサ社100%出資の子会社で、前述した技術者を擁しています。点検整備中に部品等の交換が生じても他社では在庫部品の取扱いがなく、点検整備を行うことが出来ませんが、「マティサ・ジャパン(株)」なら履行することが出来ます。以上の理由からマティサ・ジャパンと随意契約を締結したいと考えています。</p>	
問い合わせ先	交通局 高速鉄道部 施設課 保線区 (電話番号078-791-6585)